

岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の医療機関（以下「医療機関」という。）における新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る負担軽減を図り、もって県内の新型コロナウイルス感染症対策の強化に資するため、医療機関に対して予算の範囲内において岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「患者」とは、一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究（令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において作成された「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」において以下の重症度に該当する者をいう。

- (1) 中等症Ⅰ、中等症Ⅱ又は重症
- (2) 軽症に分類されている者の内、新型コロナウイルス感染症に係る治療期間中に以下のいずれかに該当した者
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条により要介護3～5の認定を受けた者
 - イ 妊婦
 - ウ 透析患者
 - エ がん患者
 - オ 18才未満の者

(交付事業者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付事業者」という。）は、医療機関の開設者であって、次の各号に掲げる事業（以下「給付金交付事業」という。）を実施し、かつ県から重点医療機関の指定又は受入医療機関の選定を受けた者とする。

- (1) 医療機関において患者の受入病床を確保するため職員体制等を整備する事業
- (2) 医療機関において患者の受入を行う事業

2 前項の事業については、既に本給付金の交付を受けた場合は給付金の交付の対象とならないものとする。ただし、第4条に定める給付金の額が変更になった場合は、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事業 新たに指定又は選定した病床、1病床につき2,000千円（ただし、時限的に指定された医療機関を除く。）
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事業 受入病床数を超えて3日以上受入れた患者1人につき500千円

(交付申請)

第5条 交付事業者は、規則第4条の規定により給付金の交付を受けようとするときは、給付金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、必要に応じ、給付金交付申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第6条 知事は、給付金交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定に基づき給付金の交付を決定したときは、規則第7条に基づき給付金交付決定通知書(様式第2号)により交付事業者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 交付事業者は、交付決定の通知を受けた場合において、給付金を請求するときは、速やかに給付金請求書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、交付事業者が偽りその他不正な手段により交付決定を受けたと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に相当する給付金を交付しているときは、期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第10条 交付事業者は、知事から要求があったときは、給付金交付事業の状況等について速やかに報告しなければならない。

(関係書類の保存)

第11条 交付事業者は、給付金交付事業の経理に係る書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に実施された給付金交付事業については、なお従前の例による。

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付申請書

岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）第 4 条及び岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたっては、法令、岡山県条例、規則及び岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱に違反しないことを誓約します。

記

1 実施した給付金交付事業の区分及び内容

- 患者の受入病床を確保するため職員体制等を整備する事業 () 床
 患者の受入れを行う事業（受入病床数を超過して 3 日以上受入れた患者 () 人

2 給付金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 病床整備記録表（様式第 1 - 1 号）
(2) 患者受入記録表（様式第 1 - 2 号）
(3) 誓約書（別紙 1）
(4) 役員一覧表（別紙 2）
(5) 給付金交付申請日前 3 か月以内に交付された県税の納税証明書

病床整備記録表

医療機関名 _____

1 実施した事業の内容

--

2 病床の整備状況

番号	整備年月日	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※整備を行った病床ごとに、整備した年月日を記録すること。

※備考欄には、重複申請を防ぐため、病床の場所等を記載すること。

※整備を行った病床の状況が分かる写真を添付すること。

様式第1-2号（第5条関係）

患者受入記録表

医療機関名 _____

番号	受入開始年月日	受入終了年月日	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※受入れを行った患者ごとに、受入開始年月日と受入終了年月日を記録すること。
※備考欄には、受入患者の性別、年齢及び要綱第2条の（1）又は（2）のいずれに該当するかを記載すること。（診療録との整合がとれたものであること）。

誓 約 書

当法人は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当法人の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

〔法人の主たる事務所の所在地〕

所 在 地 _____

〔法人の名称〕

名 称 _____

〔法人の代表者名〕

代表者氏名 _____ 印 _____

(参 考)

岡山県暴力団排除条例抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(20)略
- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (22)～(27)略

岡山県指令 第 号
（申請者名）

岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号。以下「規則」という。）第5条及び岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県知事 印

記

1 給付金交付決定額

円

2 給付金交付の条件

交付事業者は、規則及び岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

岡山県知事 殿

請求者 所在地
名 称
代表者職氏名 印

岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金請求書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で給付金の交付決定の通知を受けた岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金の支払を受けたいので、岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			店
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				